

人権教育・啓発に関する野田市行動計画 (第3次改訂版)

令和2年3月

野 田 市

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第３次改訂版）の策定に当たって

野田市では、平成９年５月に、市民憲章及び平和祈念碑の碑文の精神を育み、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すため、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行いました。さらに、平成１４年２月に策定した「人権教育のための国連１０年」に関する野田市行動計画から平成２７年３月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第２次改訂版）」に至るまでの一連の計画に基づき、人権課題の解決を図るため、様々な施策を総合的、効果的に推進してまいりました。

第２次改訂版の計画期間が令和元年度に終了することを踏まえ、平成３０年９月に行った「野田市人権に関する市民意識調査」の結果から、市民の人権意識やニーズ、課題を整理し、また、第２次改訂版における取り組みの検証により明らかになった課題や施策を精査し、第３次改訂版として本行動計画を策定しました。

人権にかかる問題は、近年の著しい社会情勢の変化を受け多様化し、また、ＬＧＢＴなどの性的少数者の人権や、インターネットを利用した人権侵害などの新たな課題も起きております。今回策定した本行動計画では、このような情勢と野田市の現状や課題、また、平成２８年度に施行された人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）を踏まえ、あらゆる人権侵害の解消を目指してまいります。

今後とも、当行動計画の基本理念である「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」の実現のため、国、県及び関係団体と連携を図りながら各施策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本行動計画の策定に当たり、ご審議、ご答申をいただきました「野田市人権施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートの協力や貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆様方に心より御礼申し上げます。

令和２年３月

野田市長 鈴木 有

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）目次

第1章	計画策定の背景	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国の動き	1
3	千葉県の動き	2
第2章	計画の基本理念	3
1	計画の趣旨	3
2	計画の目標	4
3	計画の期間	4
4	施策の体系	5
第3章	人権に関する意識の現状	7
第4章	計画の内容	13
目標（1）	様々な場における人権教育・啓発の施策の推進	13
1	学校	14
2	家庭	19
3	地域社会	24
4	職場	28
5	特定職業従事者	30
	（地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者）	
目標（2）	各人権課題に対する施策の推進	33
1	女性	34
2	子ども	47
3	高齢者	62
4	障がいのある人	72
5	同和問題	83
6	外国人	87
7	H I V感染者など	92
8	様々な人権課題など	95
	（刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、インターネットなどによる人権侵害、性的少数者の人権、大規模災害に関する人権問題、その他）	

目標（3）人権擁護の充実 -----	107
目標（4）計画の推進 -----	111
1 推進体制 -----	111
2 関係機関・団体との連携 -----	111
3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進 -----	112
4 計画のフォローアップ及び見直し -----	114

参考資料

・用語集 -----	115
・野田市人権施策推進協議会設置条例 -----	123
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律-----	127